

中間年評価の結果がまとめました

長野県

中山間地域農業直接支払事業の第2期対策も4年目を迎え、集落の皆さんには、今年も集落の話し合いに基づく積極的な農業生産活動等に取り組み始めていただいていることと思います。

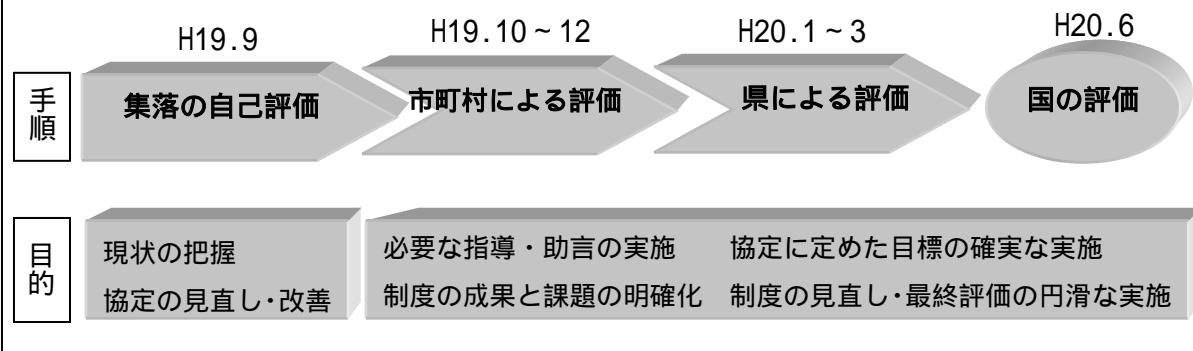
さて、集落の役員の皆さんに御協力いただき、昨年度実施しました中山間地域農業直接支払事業の中間年評価の結果がまとめましたのでお知らせします。

1 中間年評価の手順

昨年の秋から今年の3月にかけて、「集落 市町村 県」の順番に中間年評価を実施しました。

集落の役員の皆さんには、「集落協定の自己評価票」に基づき、集落の活動状況を整理することにより、「集落の目指す将来像や第2期対策の目標に対して、今どの段階にきているのか。」や「今後自分たちの集落が何をすべきか。」などについて御確認いただき、必要に応じて集落で話し合いを行っていただいたことと思います。

その後、市町村及び県で中間年評価を実施し、「集落の評価」と「事業の成果」を整理しました。国による全国の中間年評価は、6月に行われる予定です。



2 中間年評価の結果

(1) 集落の評価

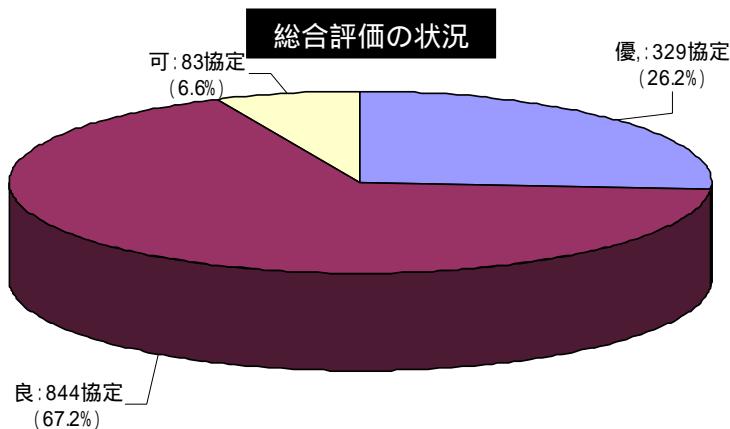
集落の評価は、協定に定められている取組ごとの評価とその評価を積み上げた総合評価を行いました。

取組ごとの評価では、3.4%の取組で市町村から指導・助言を受けていますが、「優良」と「適当」の合計が96.5%と大半を占めています。

| 取り組むべき事項 | 主な内容 | (集落数) | | | | |
|-------------------------|---------------------------|-------|------|-----------|-----|------|
| | | 優良 | 適當 | 要指導 助言 | 不可 | 合計 |
| 集落マスタートラップの実践 | 5年間の具体的活動計画の実践 | 127 | 1048 | 81 | 0 | 1256 |
| 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況 | 耕作放棄の防止等の活動 | 162 | 1063 | 31 | 0 | 1256 |
| | 水路・農道等の管理活動 | 252 | 1001 | 3 | 0 | 1256 |
| | 多面的機能を増進する活動 | 154 | 1074 | 28 | 0 | 1256 |
| 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況 | 農用地等保全マップの実践 | 50 | 335 | 12 | 0 | 397 |
| | A要件(主に「担い手育成」の取組) | 59 | 288 | 30 | 0 | 377 |
| | B要件(主に「集落営農」の取組) | 4 | 19 | 2 | 2 | 27 |
| 加算措置の進捗状況 | 規模拡大、土地利用調整、耕作放棄地の復旧、法人設立 | - | 16 | 14 | 0 | 30 |
| 割 合 (%) | | 13.8 | 82.7 | 3.4 | 0.1 | 100 |

注：B要件の不可の欄に2協定とありますが、これらの協定はA要件も併せて選択しており、A要件により目標が達成できる見込です。実質的に不可の取組はありません。

協定の取組ごとの評価を積み上げた総合評価の結果、「優」と「良」の集落の合計が93.4%となりました。集落の皆さんの御協力により、集落の目標達成に向けた取組が適切かつ順調に実施されています。



(2) 事業の成果

ア 耕作放棄の発生防止

長野県では、10,107haの農用地で本事業に取り組んでいただいている。これらの協定農用地においては、農業生産活動の継続のほか、農用地の法面や水路・農道等の管理、鳥獣害対策、周辺林地の下草刈などの共同作業等の取組を通じて耕作放棄の発生防止が図られています。

集落へのアンケート調査によると、集落の97.0%が耕作放棄の発生防止に効果があると回答しています。

また、88.9%の集落が本事業に取り組まなかった場合、耕作放棄地が発生してしまうと考えています。

イ 地域・集落の活性化

集落へのアンケート調査によると、集落の 96.0%が地域・集落の活性化に効果があると回答しています。

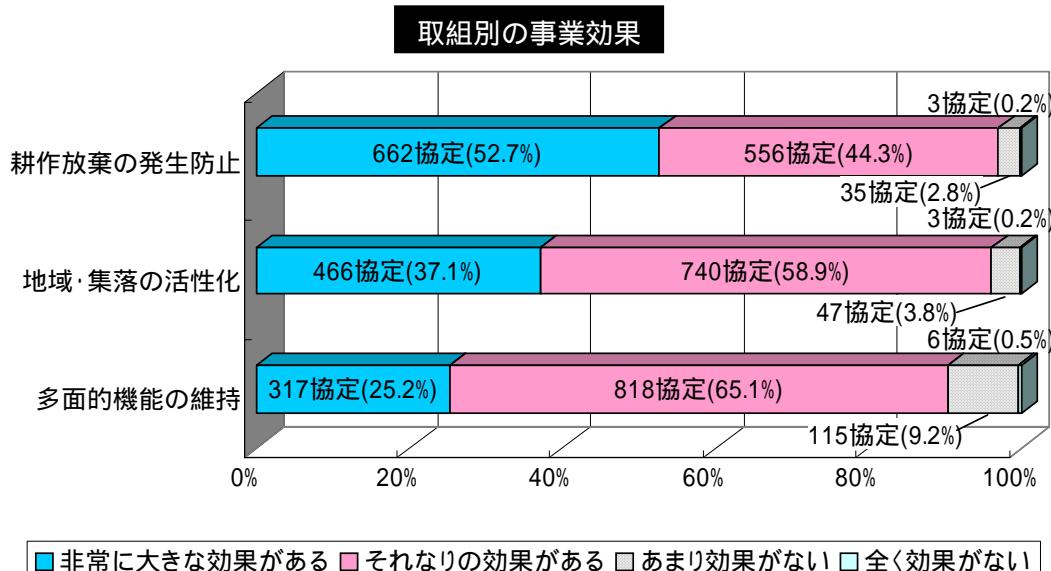
また、多くの集落で、集落の活性化や将来に向けた話し合いや農作業の共同化などの話し合いが活発になっています。こうした話し合いを通じて、集落活動に関する住民の意識が高まり、景観作物の作付けによる景観美化や農作業の共同化のほか、他集落との連携、都市住民との交流や地場産農産物の直売などの多様な活動が行われています。また、自由に記入いただいた集落の御意見からは、高齢者や女性の活動が活発化している様子がうかがえます。

ウ 多面的機能の維持

中山間地域の農業・農村は、水源のかん養や洪水防止などの県土保全機能のほか、美しい農村景観の形成、ゆとりと安らぎの場の提供等の多面的機能を有しています。

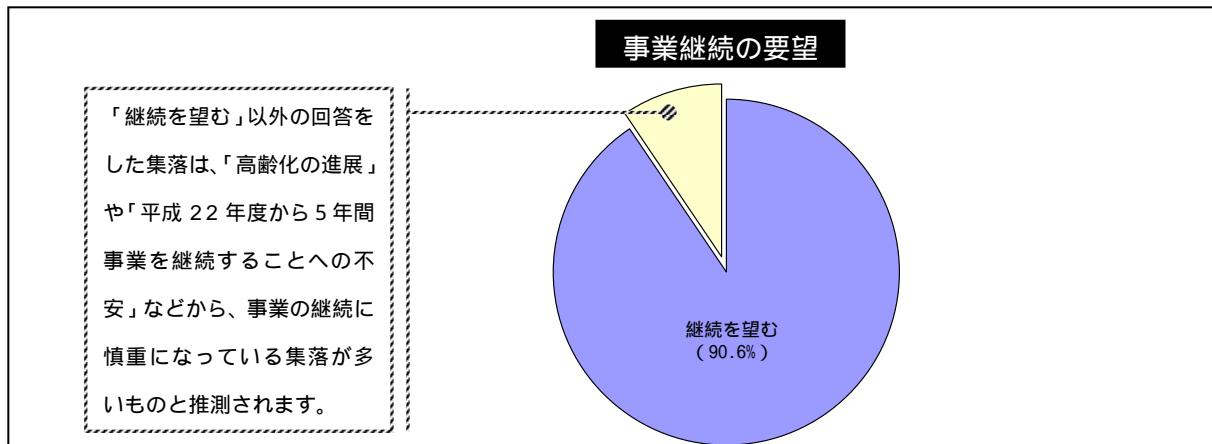
集落へのアンケート調査によると、集落の 90.3%が多面的機能の維持に効果があると回答しています。

具体的な効果としては、景観の保全や災害の抑制、自然生態系の保全などの回答が多くなっています。



(3) その他

記載してきましたとおり、本事業は、「耕作放棄の発生防止」、「地域・集落の活性化」、「多面的機能の維持」というそれぞれの面で効果を上げていることから、90.6%の集落が平成 22 年度以降もこの事業の継続を要望しています。



3 集落の皆さんへのお願い

こんな時は…

- ✚ 自己評価の結果、遅れている取り組みがあった。
- ✚ 市町村から指導・助言を受けた。

取組の手がかり

- 原因や今後の取組について、集落で話し合いましょう。
- やむを得ない場合は協定の取組内容の変更を検討しましょう。

- ✚ やむを得ない事情により集落協定の取組内容を変更したい。

- 変更の内容によっては、交付金の返還が必要になる場合がありますので、市町村に相談しましょう。
- 6月30日までに市町村に変更認定申請書を提出しましょう。

- ✚ 自己評価の結果、集落の活動のステップアップを図りたい。

- 具体的な活動内容や平成21年度までに確実に実施できるなど集落で話し合いましょう。
- 6月30日までに市町村に変更認定申請書を提出しましょう。

- ✚ 他の集落の取組を参考にしたい。

- 優良事例について、市町村又は県に相談してみましょう。

問い合わせ先

詳しくは市町村の担当課のほか、下記の県関係機関にお問い合わせください。

| 機 関 名 | 電 話 | E-mail |
|-------------|--------------|----------------------|
| 長野県農政部農村振興課 | 026-235-7242 | noson@pref.nagano.jp |